

2023 年度授業に際して（ガイドライン ver.2.00）

2020 年 6 月 9 日作成
2020 年 7 月 7 日改訂
2020 年 9 月 9 日改訂
2020 年 11 月 11 日改訂
2020 年 12 月 14 日改訂
2021 年 3 月 11 日改訂
2021 年 5 月 31 日改訂
2021 年 9 月 13 日改訂
2022 年 2 月 15 日改訂
2022 年 5 月 13 日改訂
2023 年 3 月 22 日改訂
学務総合センター

（改訂履歴）

ver1.10 「4 学生対応(1)登校前」において、体調不良の場合の連絡先を「学生支援担当」に変更。また、取扱の詳細を明記。

Ver1.20 接触確認アプリ COCOA についての対応を追加。また、アクティブラーニングに関する事項を追加。

Ver1.30 COCOA 導入を義務化。教室等の衛生管理を詳細化。相談先の名称を変更。

Ver1.40 換気について整理し、冬季の換気について追加。

Ver.1.50 2021 年度開始に対応。メンタルヘルスに関する説明を充実。フェイスシールドや通学困難届等に関する事項を追加。

Ver.1.51 通学困難届が提出された学生につき、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合についての学修内容の記録方法を変更。

Ver.1.60 変異株の流行に対応し、構成を変更するとともに、マスクの着用・換気の徹底を詳細化するとともに、感染状況に応じて、一定の授業形態を禁止。

Ver.1.70 感染の長期化に伴い、登校前の体調不良、検温の取扱、濃厚接触者についての対応、通学に困難を抱える学生への対応を変更。

Ver.1.80 実際の状況に対応して、基本方針や手洗いの勧奨の明記、マスク着用について整理、後遺症等で面接授業に出席することができない場合の対応を記載。

Ver.2.00 新型コロナウイルス感染症が、感染症法所定の 5 類感染症に移行されることが決定されたことに伴い、全面的に取扱を変更。また、ワクチン接種の際の特別欠席を廃止。

2023 年度授業に際して、次のように取り扱ってください。なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）所定の 5 類感染症に移行することに伴い、廃止する予定で

す。

1 授業開始に際した指導

授業開始に際して、次の事項を周知してください。

- ・授業中を含む大学生活において、マスク着用を求めません。学生個人の判断で、マスクを着用するかしないかを決めるように、ご指導ください。マスクの着用を希望する学生や、マスクを着用できない学生もいることから、マスクの着脱を強制することはしないでください。なお、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場合においては、マスクの着用を推奨してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策としては、引き続き、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」などの基本的な感染症対策が重要であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行までは、引き続き、感染者及び濃厚接触者には自宅待機を命じるため、学生支援担当に連絡すること。なお、5類感染症移行後は、感染者について、自宅待機措置をとる予定である（インフルエンザ同様の対応）。
- ・今年度は、ワクチン接種による特別欠席措置は行わない。

2 グループワーク等の感染のリスクが比較的高い学習活動

グループワーク等の感染のリスクが比較的高い学習活動を行う場合は、次の感染症対策を講じることが望ましい。

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと。
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ・試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には、対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じること。

3 留意事項

- ・「接触確認アプリ COCOA」は廃止されました。
- ・授業の実施方法の制限はありません。授業中の学生の間隔についても指定はありません。なお、換気の確保や手洗い等により、教室の衛生管理をお願いします。
- ・医療的ケアを必要とする等の理由により、登校が困難な学生については、個別に対応を検討します。事前に学生支援担当に相談してください。やむを得ない事情により、面接授業に出席することができない学生には、引き続き、合理的な配慮を行います。なお、合理的な配慮を行う場合でも、MELOS上の記録は「欠席」としてください。
- ・単位修得のための実習のために待機しなければならないことにより、登校できない場合は、教務担当に連絡するようにご指導ください。この待機により、面接授業の課題等による代替を行う場合は、学生支援担当より、授業担当教員及び指導教員にご連絡します。その場合は、欠席した授業に対応する課題を別途課す等によって、必要な学修を確保してください。

必要な学修の確保は、オンデマンド配信するほか、面接授業を Zoom 等により同時双方向に接続することによっても行うことができます。対象学生の MELOS 上の出欠は、面接授業については、「特別欠席(1)」としてください。ただし、面接授業の受講に代わる課題の提出等により、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合は、MELOS 上の記録を「出席」としてください。この場合、課題の提出等の学修については、単位認定の根拠となりますので、客観的な記録をとっていただき、学生の卒業時まで保管をお願い致します。なお、面接授業の課題等による代替を行う学生については、MELOS の「欠席」は使用しないでください。